



南
里見八犬傳

五



總南

里見八犬傳

五

昭和五年一月十日 印刷
昭和五年一月十三日 發行

有朋堂文庫
南總里見八大傳五卷
(非賣品)

編輯者

塚本哲三

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

印刷者兼
發行者

三浦捷一

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷所

有朋堂印刷所

東京市神田區錦町三丁目九番地

發行所

有朋堂書店

東京市神田區錦町一丁目十九番地

不許複製

南總里見八犬傳 目錄五

第九輯 卷之二十一

第三百三十二回……………一

金碗無後更有後
姥雪失望反途望

第三百三十三回……………三五

哄客船水冤鬼沽酒
沒波底海龍王刺仁

第九輯 卷之二十三

第三百三十四回……………四六

苛子海中與保撈千金
蕃山窮難照文逢一將

第三百三十五回……………七一

渥美浦便船送紀二六
管領邸禍鬼抑親兵衛

第九輯 引……………六

第九輯 卷之二十四

第三百三十六回……………二〇九

政元弄權分正副使
犬江臨別借忠良僕

第三百三十七回……………二二九

能辯講軍記薦餅
窮鳥還舊巢巧轉

第九輯 卷之二十五

第三百三十八回……………二四〇

士卒矛盾防自家
餅書因教告祕密

第三百三十九回……………二六六

五條頭代四郎啓宿憂
擊劍場親兵衛見武藝

第九輯 卷之二十六

第四百十回……………二九〇

大江仁名揚華夏
左京兆恩厚東臣

第四百十一回……………三二

惡報失明更事懺悔
神助因妒反成冥罰

第九輯 卷之二十七

第四百十二回……………三三九

誣兩滅辰已貽誑簡
尋故事政元疑名畫

第四百十三回……………三五九

點虎眼巽風鬧公文廳
數衆口京兆誅祿齋屋

第九輯 卷之二十八

第四百十四回……………二七九

大江前諾請關符
澄月一謀藏五虎

第四百十五回……………三〇六

獻五頭衆奸卒喪數頭
櫃脚小惡師徒斷手足

第九輯 卷之二十九

卷之二十九簡端或說贅辯……………三五

第四百十六回……………三三九

白河山代四郎救小姐
談講谷親兵衛射大蟲

第四百十七回……………三五五

紀二六月下逢眞刺
親兵衛湖上破三關

第九輯 卷之三十一

第四百十八回……………三六

頓智之掙從者妙利
奸詐之悔執權送還

第四百十九回……………三九二

石藥師堂賢少年辭朝賞
東山銀閣老和尚醒驕君

第九輯 卷之三十一

第四百五十回……………四一五

照文捧書還東藩
兩侯聽衆議寬京信

第四百五十一回……………四三二

七犬煉兵夢想遣三使
定正連將水陸起大軍

第九輯 卷之三十二

第五百十二回……………四六六

憲重憲儀聚兵同使
行包在村忠奸異諫

第五百十三回……………四八六

毛野呈計八百八人
大聽命善巧方便

第九輯 卷之三十三

卷之三十三簡端附錄作者總自評……………五〇三

自評餘論……………五一〇

第五百十四回……………五二三

百中賣卜倡兩將
風外風術招巽二

第五百十五回……………五三三

豐俊得時請恩赦
妙真愁懇入軍役

第九輯 卷之三十四

第五百十六回……………五三

貞行託奧留稗子
毛野明察免死囚

第五百十七回……………五〇

上總民孝義稟再恩
安房侯仁心定軍令

第五百十八回……………五二

瀧田三使獻生拘
扇谷間諜導假使

第九輯 卷之三十五

第五百十九回……………六〇六

助友忠諫代父志
信隆機變借族兵

第六十回……………六二〇

衛士相挑兩枝花
名將許容內應質

第六十一回……………六二四

重時逢異同兩姓
義任藁人先三勇

第九輯 卷之三十六

第九輯卷之三十六簡端附言……………六三

第六十二回……………六六

悌順慈善流生口
莊介信義避三舍

第六十三回……………六八六

莊介設伏夜擒將衡
小文吾奮勇擊驚熊

南總里見八犬傳

東都 曲亭主人 編次

第九輯 卷之二十二

第三百三十二回

金碗後無して更に後あり
姥雪望を失て反て望を遂ぐ

登時義實主は、大法師にうち向ひて、和尚具に听れしならん。我這八箇の犬士をもて金碗氏の後として、和僧の義士に做さんが與に、親兵衛と十一郎を、則京師へ遣して、室町殿に告稟し、朝廷の勅免を請まつりて、他們が姓氏を改んと欲す。尤便宜の折なれば、和僧も俱に上洛して、功課を奏して請奉らば、紫衣最上の僧官たりとも、得がたきにあらざるべし。その財用は、我安房殿に請て宜しく計ふべし。同意ならば仔細に及ばず、逆旅の準備をいそがせん。甚麼ぞや。と問給へば、大は遽しく席を避て、徐に答稟すやう、最有がたきまで忝き、御詮では候へども、不肖の臣僧刑餘の身をもて、非如寸功あればとて、八行具足の諸犬士の、姓を改め氏を

更め、金碗氏を冒させんは、隋玉をもて糞土に埋め、蜀錦をもて敗衣の裏に、做すにひとしくや
候はむ。恁稟さは恩命を否するに似て、不敬の辜を免れがたく候はん歟。佛の教は塵世を脱れ
て後なきを本意とす。言あたらしく候へども、臣僧少かりし時幸ひに、必死の罪を宥られて、遂
に佛門に入りしより、只報恩の爲にのみ、現世は則御武運長久、來世は先靈正覺の、念々日夜間
斷なく、身を雲水に儘したる二十餘年、抖擻行脚の、宿望やうやく成就して、罪障恩赦の召に
應じて、故郷へ返ることを得たれば、望足りて候に、猶寸功を賞せられて、御香華院の寺職に
預り、國內いくその道俗に、尊信せられ候は、反て本意に候はず。然るを矧や京師に詣て、
官職を請奉らば、开は那の渡世の出家にて、度世の義には候はず。愚意始よりかくの如く、名
利を欲せず、子孫を思はず。然ば延命寺の住職に、做したまはりし當日より、推辭奉るべか
りしを、義烈院殿を御改葬の、事急なれば、是非に及ばず、姑且御意に隨ふものから、寺職は
久戀の園にあらず。寔や浮世の法師們は、竝て欲する大利の、住職だも厭しきに、況出家に相
應しからぬ、義子を求めて何にせん。畢竟亡父孝吉の、ありし昔の大功の、虚しくなりしをい
と惜く、思召す御仁慈なりとも、獨陪臣たりし者の、姓氏の願ひに、天聽を驚し奉らば、勿
體なく候はずや。最惶ことながら、實に件のおん計ひは、出家の本意に候はねば、おん承迷

惑仕りぬ。と憚る所もなく稟しよかば、義實主は、呆るよまでに、原來主意違ひにき。と呟きながら義成主を、乞と見かへり給ふにぞ、義成はやくこよろ得て、大を諷し給ふやう、和僧の意見は、寂滅をもて、樂に做すといふ、即出家の眞面目にて、行ひがたき事なれども、儒の道もて論ずれば、後なきを不孝とす。縦出家の功德によりて、九族升天しぬるとも、子孫はより斷絶して、先祖の爲に不孝ならば、世の人はを羨んや。佛說儒教は、その方異にて、佛は極樂淨土を誨え、儒は則樂を、極むべからずと教えたり。佛の所云樂は、則寂滅爲樂の義にて、夜臺に就くを淨土とす。儒の所云樂は、人慾の快樂にて、その指す所同じからず。又我大皇國の神の教は、死を忌て生を喜し、世々その子孫相續を、守らせ給はぬ家はなけれど、或は不幸にして、子孫なきあり、或は亦生憎に、あるが上にも多きあり。這多きをもて無を補ひ、養嗣して那家を絶ざらしむるも、先祖の與に、不孝の罪を免るべく、且その宅眷離散して、他人に寓るの憂ひなし。恁ばかりの理義を思はぬ、和僧にはあらざめれど、年來佛法修行の身をもて、今さら八士に義父と仰れ、義子と稱て、世に交らん、事をし羞て云云と、論ぜらるよにぞあらんずらん。爾らば尙せん術あり。八士を和僧の乾兒にせて、金碗氏を冒させなば、皆孝吉の名迹にて、和僧の上には干渉らず。這議穩なるべき歟。譬は那結城なる、淨西父子の忠孝

なるも、幸あらずして出家したれば、子孫永く斷絶せん。そも亦天命なりとても、誰かいと惜く思はざらんや。上にはこの義を思召せども、那身は他領の法師にて、且影西は僧正に、倣登りたる、果報あれば、一世にしてその福竭ん。天道盈るを缺の義にて、花美しき樹は、實なきが如し。和僧は他と同じからぬ、八犬士に宿因あり。こよをもて先父八郎の、名迹になさるよときは、和僧の與に親族ならず、といはざることを得ざるべし。又今番犬江親兵衛門を、京師へ使に遣し給ふは、姓氏の一義のみならず、知らるよごとく安房上總は、東南の一隅にて、三方都て大洋なれば、囊に一箇の口ある像く、閉るときは成るに易く、找みて遠く攻るに難かり。この故に關東諸國の、風俗虚實を知るに由なし。況京師は應仁以來、室間家の武威衰へて、昔には似ずなりき、と人の噂に聞るのみ。今の光景は甚なるや、親しく覷るにあらざれば、誰か具に是を知るべき。然ば今番親兵衛を、京師へ使に遣し給ふは、那地の虚實を目撃すべく、且年來の兵亂にて、朝廷の御料大かたならず、闕乏の聞えあれば、陽には則犬士們的、氏を金碗に倣まく欲する、奏請の一義なれども、陰には件の兩椿事を、兼させ給ふ御内意なるに、和僧はいまだ悟らずや。只その聞る所をもて、論するにぞあらんずらむ。こはいふまじき事なれども、四下に忌べき人なければ、明々地に告る也。釋迦に法語に似たらん歟、烏滸とな笑ひそ。

こゝろ得てよ。と情やかに示し給へば、大法師は、感涙の、找むを覺ず且恥て、應難つゝありける程、側聞しゝ八犬士、照文も亦兩館の慈愛忠信竝て世に、得易からず、と共侶に、感じ思ぬはなかりけり。當下、大は謹て、義成主に稟すやう、短才淺智に測りがたかる、賢慮を否して云云と、論じまつりし不敬の罪は、萬死にも當るべきに、咎め給はで諷させ給ふ、恩命感服仕りぬ。臣僧愚にして、僧家の祇律に違ふことを敢せず、況火宅を脱れし身を、義父などといはれなば、いと恥しき涯りにて、承奉りがたかりしに、又趣を易させ給ひて、八犬士をもて、孝吉の、名迹にして金碗氏を、冒させんとある再度の仰は、御慈愛ますますく枯骨に及べる、是何等の造化ぞ。冥加餘りありて天おそろしく、感涙の外候はず。然らば金碗氏たる者、一人にて足るべきに、八士都て同様なるは、こも亦御深意をはしますらめ、凡智には猜しがたかり。矧亦室町殿へ、おん使の御内意は、實にうち驚れぬる、おん計ひなりけるを、然りとば思ひかけずして、賢態たる似而非直言は、畏うも恥しくも、身を措くに處なき、失敬の罪を饒させ給へ。と勸解て言承を稟しよかば、義成主の歡びはさら也、義實屢點頭給ひて、安房殿、微妙くも計ひ給ひぬ。爾らば延命寺の願ひの隨意、八士は氏を冒すのみ、義父義子の議は聞くべし。諸犬士も俱に聞ね。我が汝們をもて金碗氏を、冒させまく欲するよしは、惟創業の功臣

たる、八郎孝吉の與のみならず、抑當國二郡の舊主、神餘長狹介光弘は、質弱暗愚の本性なる歟、逆臣定包に弑せられて、那家斷絶したりしに、幸ひにして光弘の、落胤と聞えたる、墨之介弘世ありといへども、こも亦疴弱多病なれば、生涯妻妾なかるべし。この故に、大師に、宿因ある八犬士を、金碗氏に做すときは、弘世は嗣子あらずして、一世にて終るとも、光弘の名迹は、なほ當國に遺るべし。是孝吉の素懷にて、絶たるを繼ぎ廢れしを、興さまく欲しぬる、義實が本意也。开を詳に解べき歟、神餘金碗は同宗にて、神餘は則和名鈔、安房國安房郡の、郷名の條下に見えて、加無乃安萬里と訓したり。有恁れば神餘は當初、かんのあまりと唱へしを、後世かなまりと略稱し、後又字音の便利に儘して、じんよとしも喚做たり。然ば金碗は神餘にて、又金鞠に作るもあり、共に神餘の假字なれば、同宗たるを知るに足れり。その名迹を一人にせで、八士に都て課するは、皆是同因果のみ、誰とて一人拔出して、課すべき事ならねば也。可惜犬士に他姓を紹して、瑕に疵ある心地す、といはん者は本を思はで、因果の當に有恁るべき、天命なるを知らねば也。什麼八士も同意なるや。と問せ給へば道節們、自餘の犬士も異口同様に、皆答稟すやう、既に稟上しごとく、臣等は各所生の父母あり、縦將軍大諸侯の、おん徴に候とも、名利の與に他姓を冒して、他し人の螟蛉に、做るべうは候はね

ども、大師の事はしも、宿世ありきと悟るをもて、義子たるだにも教しからず。況その義を罷られて、姓氏の一義のみなるに、何でふ又異議候べき。左にも右にも尊命の隨意従ひまつらめ。と亦委みなき言承に、義實主歡びて、大法師に宣ふやう、寺主の情願障りなく、内談は稍整ふたり。和僧は又何等の故ぞ、僧官の義を好とせず、延命寺の住職をすら、辭ふは一切こよろ得がたし。と訝り給へば、大答て、然候釋氏の教は、乞食して、名利の街衢に、遠離るを勉とす。爾るに、和漢中葉より僧官を置、格式を定め、寺領坊料許多く寄せて、その徒の慾心を、肥されたりける魔障に迷ふ、法師は名利の奴になりて、寂滅の教を守る者罕也。臣僧、愚にしてかの徒の、富貴榮達を羨す。迹を富山の洞岨に潛めて、伏姫上のおん菩提を、弔奉らまく思ふのみ。事證はいぬる比、憶りなく犬士們と、代四郎に知られ候ひき。尋ね給はゞおん疑ひを、解せらるべく候はむ。と稟すを犬士們うち聞て、當夏五月某の日に、富山なる姫上の、墳墓に詣し折、大法師が七箇日、斷食讀經、日夜の勤行箇様々々に候ひきとて、その崖略を報稟せば、義實主駭嘆じて、現這寺主の忠誠なる、嚮に神佛解厄の、冥助ありしも以あるかな。然ばとて今亟に、退院は饒しがたかり。この義甚麼。と相譚ひ給へば、義成主沈吟じて、仰のごとく三稔以來、徵難たる名僧なれば、大法師に代るべき、智識ありとし

も覺候はず。然りととも寺主は禪るべき、後住ありていはるゝや。と問れて、大稟すやう、否、その義聊も、心當候はず。那結城なる影西は、その心術忠孝にて、當家に舊縁候へば、後住にせましく思へども、他は師家の徴に應じて、權僧正の顯職をすら、愛惜せずと聞えしかば、縦招せ給ふとも、心辭ひて參らざるべし。那影西を除くの外、才に一人候へども、年二十にだも足ざれば、只今は任用がたかり。此は是別人ならず、臣僧甲斐の石禾なる、指月院に在りし時、念戌と喚做たる、件の寺の小僧也。他は料らず淡雪奈四郎と、淫婦名曳が奸計の、密談を偷聞して、濱路姫の御危難を、忠告仕りし者なれば、當家に功なきにしも候はず。只這椿事のみならで、一を聞て二三を知る、敏才なれども偏らず、且心術老實也。然ば葦酒魚肉を嫌ふこと、勉るにはあらずして、自然の性で候へば、よく教なば、善智識に、なるべくや候はむ。ここをもていぬる比、石禾へ脚力を遣して、指月院の現住に、件の念戌を徵め候ひしに、現住は惜氣もあらず。那身は特に歡びて、脚力と俱に參しかば、學寮に在しめて、をさく教育仕りぬ。今より十稔苦學を蘊ば、法燈を紹ぐに足るべき歟。その素生を原ね候ひしに、故郷は上總國望陀郡、犬成村（市原郡にも亦同名の村あり）の浮浪人、某甲の獨子也。二親はやく世を去りて、孤兒になりけるに、させる親族あらざれば、由縁に就て甲斐に赴き、年七の時より歟、

指月院しげつゐんの前住ぜんぢゆうの、弟子でしにせられし者にこそ候へ。その大成たいせいと云、念成ねんじやうといふ、名詮みやうせんも以ありけ
にて、原是御領もときこれごりやうの民たみの子こなれば、延命寺えんめいじの第二世だいにせに相應ふさはしくや候はむ。と一五いちご一十しじうを報稟つげまうすを、
兩侯りやうこうつらくうち聴きて、奇也きなり々々くく。と稱たえ給へば、側聞かたへききしぬる信乃道節しのだうせつ、照文てろぶんも亦相識またしるひじなる、
件くだんの小僧念成こそうねんじやうの、素生すじやうを始はじめて解示きあしめされて、俱ともに奇耦きぐを感じけり。登時そのとき又義實主よしざねぬしは、大法師ちゆだいほふしに
宣のたまふやう、聞きくがときは、その念成ねんじやうは、畢竟ひつぎやう和僧わそうの法燈ほふどうを、紹つぐべかりける舊縁きうえんあり。然されども
他尙少年かれなませうねんならば、和僧わそう今より十年許させはかりたいふん、退院たいいんの望のぞみを斷たね。勿論もちろん暇いさまあらん折せ、富山ふやまへ幾日いくか籠こもるとも、
开そは我知わがることにあらず。我われは和僧わそうの望のぞみに儘まかして、義父義子ぎふぎしの議ぎを罷やめたれば、和僧わそうも亦我望わがのぞみに
儘まかして、今より住職ぢゆうしやく十箇年かねんの、勤つとめをいかで果はたしねかし。と仰おほせに、大は額ひたいに汗あせして、最も惶かしこき御
懇命こんめい、然さまでに厚あつき御教諭ごけうゆに、なでふ悖もとり奉らんや。と勸解わびて承伏しょうふくしたりしかば、義成主よしなりぬしも歡
びて、憑たのしく思おもひ給ひけり。權且しほらくして、大法師ちゆだいほふしは、犬士いぬなりの身邊みでに膝ひざを找すめて、君命くんめいにより金碗かなまり
氏うぢを、冒をかさるゝ歡よろこびを、云云かにかくと舒のしかば、犬士いぬなり們らこれをうち聴きて、嚮ききに道節だうせつが稟まうしよごとく、
大德ひじりは咱們われらが宿世すくせの親おや、今生こんじやうの師表しへうなるに、義子ぎしたることを饒ゆるされねば、師父しふとこそ稱候たてへきふらは
め。この義ぎを承容うけいれ給へかし。といふに、大は歡よろこびて、否いな、和殿達わぎのたちは、我在俗わがざいぶくの日の、親族しんぞくとこ
そ思ふべけれ。師父しふとは尊稱そんしやう、過すたりとて、迭かたみの辭讓じじやうら美うはしく、言ことに眞俗しんぶく一家けの約束やくそく、俱ともに誓ちかひを

做しよかば、義實主いよと怡悦に堪ず。我退隱の始より、政事は安房殿に、任して助言せざれども、八犬士の上はしも、我外孫の思ひあれば、有繋に心許なくて、この席にさへ列りにき。親兵衛十一郎們を京師へ遣す、件の使の一椿事は、異日必稻村にて、家老毎と詮議の上、吩咐らるゝにぞあらんすらむ。今日召よせしは内談のみ、皆この旨を得よかし。といと町寧にこゝろ得させて、聽て暇を賜ひしかば、大並に八犬士は、俱に歡びを稟して宿所に退り、義成主も稻村の、城へ還らせ給ひけり。この日は潛行のよしにて、伴當常より多からず、騎馬にていそぎ給ひしかども、路近からねば日を消して、この宵恙なく歸城のよし、次の日瀧田へ聞えけり。是より五七日を経て、大江親兵衛仁と、蜚崎十一郎照文を、稻村の城へ召よせて、兩家老辰相清澄、正廳に列坐して、今番件の兩人を使として、京師へ遣さるゝ旨を傳達す。當下辰相が云やう、件の一義は瀧田殿の、御内意に儘せられ、犬士の毎の、氏を齊一改めて、皆金碗に做すべきよしを、室町殿に請せ給へば、朝廷竝に花營に、奉獻のおん金を、多く齎し遣さる。今や戰國割据の諸侯、各新に關を構えて、行路不便の聞えあり。恁れば水路を浪花に到らば、輒く京師へ達すべし。遮莫伴當多からば、人の疑ひあらんすらむ。東西を持する、夫役といふとも、五六十名に涯るべし。近會は綠林錦帆、動すれば白晝に、旅客を脅して盤纏